

子どもたちを

犯罪に近づけるな！

ここ数年、青少年を取り巻く環境は悪化しているといわれています。これに伴い、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件も増加傾向にあります。これからの未来を背負っていく子どもたちを犯罪に近づけるわけにはいきません。そのためにも、家庭、学校、地域全体での取り組みが重要です。

茨城県青少年の健全育成等に関する条例

これまでの「茨城県青少年のための環境整備条例」が全面改正され、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」が施行されています。主な改正点を掲載します。

深夜（夜1時～翌朝4時）には外出させない

青少年の深夜外出は、非行や犯罪被害につながりやすく、たいへん危険です。

■保護者は、深夜に子どもを外出させないよう努めなければなりません。

■誰でも、保護者の承認を受けず、深夜に青少年連れ出ししたりしてはいけません。

【罰則】青少年の連れ出しなどの違反をした場合：30万円以下の罰金

深夜に青少年を入場させてはいけない

映画館、カラオケボックス、まんが喫茶、インターネットカフェは、深夜に青少年を入場させてはいけない。

【罰則】お店が深夜に青少年を入場させた場合：30万円以下の罰金

青少年の非行を助長してはいけない

「もう高校生なんだから……」などと言い、親戚の青少年にビールを飲むよう勧めた。

条例違反！

誰でも、青少年に対し、次の行為を行うよう勧誘したり、強要したりして、青少年の非行や

不良行為を助長してはいけません。

●わいせつ行為 ●暴行、恐喝、窃盗、器物破損、監禁など ●家出 ●飲酒、喫煙 ●覚せい剤などの薬物の使用 など

【罰則】違反した場合：1年以下の懲役または50万円以下の罰金

青少年の入れ墨は禁止

誰でも、青少年に対し、入れ墨をしたり、させてはいけません。

青少年が一時的な好奇心により、入れ墨を施すと、プールなどへの入場を禁止されたり、就職や結婚などへ悪影響が出たりして、後悔するおそれがあります。また、器具から感染症にかかる危険性があります。

※条例で規定する入れ墨には、タトゥーと言われるものも含まれます。

【罰則】違反した場合：50万円以下の罰金

青少年をインターネット上の有害情報から守る

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」により、保護者や事業者に対して次のことが求められています。

【事業者】

青少年が携帯電話などでインターネットを利用する場合には、フィルタリングサービスを設定しなければなりません。（た

だし、保護者の申出がある場合は除く）

【保護者】

・青少年が利用する携帯電話を購入する場合、その旨を事業者に申し出なければならない。
・パソコンや携帯電話、携帯ゲーム機、インターネット対応テレビなどを使って青少年がインターネットを利用する場合には、フィルタリングソフトを利用するなど適切に管理しなければならない。

フィルタリングサービスご利用案内

| 会社名 | 有害サイトアクセス制限サービス | 問い合わせ先（通話料無料） |
|-------------------|--|---|
| N T T ド コ モ | ●キッズiモードフィルタ ●iモードフィルタ ●Web制限・時間制限 ●アクセス制限カスタマイ | ●ドコモの携帯電話から局番なし151 ●一般電話から ・0120-800-000(インフォメーションセンター) ・0120-053-320(ドコモあんしんホットライン) |
| K D D I (a u) | ●E Z安心アクセスサービス ・接続先限定コース ・特定カテゴリ制限コース ・カスタマイズコース(※) | ●a uの携帯電話からの局番なし157 ●一般電話から 0077-7-111 (※) カスタマイズコースについては、有料。 (月額105円) |
| ソフトバンク モ バ イ ル | ●Yahoo!きっず ●ウェブ利用制限 ●ウェブ利用制限(弱) | ●ソフトバンクの携帯番号から局番なし157 ●一般電話から 0088-21-2000 |
| ウィルコム | ●有害サイトアクセス 制限サービス | ●ウィルコムの電話から局番なし116 ●一般電話から 0120-921-156 |
| イー・ モバイル | ●Webアクセス制限 | ●イー・モバイルの携帯電話から局番なし157 ●一般電話から 0120-736-157 |

※フィルタリングサービスとは、インターネット上の有害情報をブロックしてくれるサービスです。